

## もしも、不選任認定（納付に支障がないことの認定）を受けていないのに「納税管理人」を申告・申請しなかったら…

### 地方税法

（市町村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第 302 条第1項 市町村は、第 300 条第2項の認定を受けていない市町村民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

### 山ノ内町税条例

（町民税の納税管理人にかかる不申告に関する過料）

第 26 条 前条第2項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について、正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により町長が定める。

3 第1項の過料を徴する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

※ 過料(かりよう)… 国または公共団体が国民に対して科する金銭罰のこと。

---

## もしも、個人住民税の「納税管理人」について虚偽の申告をしたら…

### 地方税法

（市町村民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第 301 条第 1 項 前条第1項の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第2項の認定を受けた者は、30 万円以下の罰金に処する。

※ 罰金(ばっきん)… 刑法の定める、犯罪の処罰に科せられる金銭のこと。